

3月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和2年3月27日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	黒田補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 中西教育部長、立石教育部次長、福西教育部参事、東畑教育部参事、 廣岡教育部参事、岡田教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、 小林地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、 久保田いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、垣見教育支援・ 相談課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長、北谷教育センター所長
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	<p>1 議事</p> <p>議案第83号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について</p> <p>議案第84号 奈良市教育委員会職員服務規程の一部改正について</p> <p>議案第85号 奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について</p> <p>議案第86号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正について</p> <p>議案第87号 奈良市指定文化財の指定について</p> <p>議案第88号 奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正について</p> <p>議案第89号 奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の制定について</p> <p>議案第90号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第91号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について</p>	

	<p>2 協議事項 「これまでの協議の総括について」</p> <p>3 その他報告事項 (1) 新型コロナウイルスの対応に関する通知等について (～3月25日)</p>
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第83号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第84号 奈良市教育委員会職員服務規程の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第85号 奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定については、可決した。</p> <p>議案第86号 奈良市学校運営協議会規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第87号 奈良市指定文化財の指定については、可決した。</p> <p>議案第88号 奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第89号 奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の制定については、可決した。</p> <p>議案第90号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第91号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正については、可決した。</p> <p>2 協議事項 「これまでの協議の総括について」は、意見交換・協議した。</p> <p>3 その他 (1) 新型コロナウイルスの対応に関する通知等について (～3月25日)は、報告を受けた。</p>
担当課	教育委員会 教育政策課
議事の内容	
教 育 長	定刻前ですが、おそろいですので始めさせていただきたいと思います。
教 育 部 長	本日、関係者として、教育センター所長を出席させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長	<p>はい、了解いたします。</p> <p>それでは始めさせていただきます。</p> <p>本日は5名の校長が出席をいたしておりますので、紹介いたします。</p> <p>あやめ池小学校 西浦校長、鳥見小学校 八木校長 右京小学校 槇校長、田原中学校 宮久保校長、春日中学校 坂本校長</p> <p>それでは、次に事務局より資料について説明願います。</p>
事 務 局	<p>本日の資料は、事前説明時に配付した資料のとおりです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は教育委員全員が出席しており、成立いたします。</p> <p>ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は畑中委員、都築委員です。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。</p> <p>まず、令和元年2月定例教育委員会、2月18日開催でございますが、会議録の署名委員は都築委員、柳澤委員です。よろしゅうございますか。</p>
都 築 委 員 柳 澤 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>次に、令和元年3月臨時教育委員会、3月2日開催の会議録署名委員は畑中委員、都築委員ですが、よろしゅうございますか。</p>
畑 中 委 員 都 築 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>続いて、令和元年3月臨時教育委員会、3月5日開催でございます。会議録の署名委員は岡本委員、柳澤委員です。よろしゅうございますか。</p>
岡 本 委 員 柳 澤 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>それでは審議に入ります前に、林政行様ほか1名の方から傍聴の申出がございます。傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券の交付をいたしておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、議事9件、協議事項1件、その他報告事項1件、合計11件です。</p> <p>それでは早速公開の議事から始めます。</p> <p>議案第83号「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正</p>

について」を審議いたします。
教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

2 ページの新旧対照表をご覧ください。
現行の奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則第1条に、「この規則は、奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）第2条の規定により」という文言がございますが、平成27年に奈良市附属機関設置条例が全部改正されており、この第2条の部分が第3条に改められております。したがって、本規則第1条の「昭和28年奈良市条例第24号」という部分を「平成27年奈良市条例第1号」に改め、「第2条の規定により」という部分を「第3条の規定により」に改めようとするものでございます。

教 育 長

この件につきまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。
今、課長から説明がありましたように、平成27年に条例が改正されておりますが、その時点で変更が出来ていなかったということで、申し訳ございませんが、ご承認いただきたいと思っております。よろしゅうございますか。
それでは、ご意見ないようですので、議案第83号「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部改正について」採決いたします。
本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。
よって、議案第83号は原案どおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第84号「奈良市教育委員会職員服務規程の一部改正について」、続いて教育政策課長より説明願います。

教育政策課長

奈良市教育委員会職員服務規程につきましては、法令その他特別の定めがあるもののほか、奈良市職員服務規程の規定を準用することになっておりますが、今回、奈良市の法制部門から、奈良市職員服務規程の中の総合政策部長という部分については、教育部長と読み替えるべきとの指摘がございました。
4 ページの奈良市職員服務規程の規定（一部抜粋）をご覧くださいますと、第12条第2項の病気休暇願の提出等、第21条第1号の部長の職にある者の宿泊を要する出張命令の部分に総合政策部長という規定が出てまいります。この部分を教育部長と読み替える改正をしようとするものでございます。

教 育 長

このことにつきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ご意見ないようでございますので、議案第84号「奈良市教育委員会職員服務規程の一部改正について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教育委員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第85号「奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

教職員課長

例規等制定改廃調書をご覧ください。制定改廃の理由ですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、令和元年法律第72号により「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされました。これを受け、奈良県が義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例を改正し、教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずると定めたことによるものでございます。

次に、その概要ですが、業務量の適切な管理について定めております。まず1つ目に、教育職員の1か月の時間外在校等時間が45時間以内、教育職員の1年間の時間外在校等時間が360時間以内としております。また、児童生徒等に係る臨時的な特別の事業により業務を行わざるを得ない場合、教育職員の1か月の時間外在校等時間が100時間未満、1年間の時間外在校等時間が720時間になり、連続する複数月の平均時間在校等時間が80時間以内、かつ45時間超の月が年間6か月までと上限を定めるものです。ここで、時間外在校等時間という言い方をしておりますのは、教員の場合は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に時間外を認める項目が4項目しかございません。それ以外に学校にいるのは、今は時間外勤務とみなされておられませんので、在校等時間という言い方をしております。しかし、そのような時間も校務とみなすということが、働き方改革の中で言われており、健康管理の上から在校時間を把握し、上限時間を設ける目的で、このような規則を制定することとなっております。

教育長

このことにつきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

柳澤委員

業務量の適切な管理の前提となる勤務時間把握については、自己申告ではなく、客観的に時間が把握できるシステムを取るのでしょうか。

教職員課長	本年度から、タイムレコーダーを導入し、I Cカードによる打刻を行っており、管理職が把握、管理できるようにいたしております。
柳澤委員	分かりました。結構です。
教育長	よろしいですか。 ほかにございませんか。 I Cカードによる打刻は、令和元年の4月から行っているのですか。
教職員課長	令和元年10月から打刻しております。
教育長	ということは、3月で半年終わるということですね。今まででしたら出勤簿で確認をしているということで、曖昧なところがあったのですが、それを打刻してということでございます。 1か月の時間外在校時間が45時間以内、あるいは1年ですと360時間以内ということでございます。
畑中委員	これは基本的に、月単位、年間単位で上限時間が定められ、企業とかでも一緒だと思うのですが、出来ればこれが1日単位に見直され、1日当たりで上限を超えてしまわないようにするという管理の仕方も今後大事かなとは思いますが、例えば45時間を超えた場合は、その月ごとに校長先生がその教員の方に指導という形を取られるのでしょうか。
教職員課長	学校ごとに、校長先生が管理監督者になりますので、そういう健康管理も含めまして、指導を行っていくという想定をしております。
畑中委員	上限時間以内にならないと意味の無いことだと思うのですが、実際そのようにしていけるかどうかということが、課題であると思います。
教職員課長	実情からいいますと、かなり厳しいものがありますが、これからしっかり取り組んでいかなければいけないと考えております。
教育長	ほかはございませんか。よろしゅうございますか。 それでは、議案第85号「奈良市立学校等に勤務する教育職員の勤務時間の上限に関する規則の制定について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。

地域教育課長	<p>よって、議案第85号は原案どおり可決することに決定いたしました。次に、議案第86号「奈良市学校運営協議会規則の一部改正について」、地域教育課長から説明願います。</p>
教 育 長	<p>1 ページ目をご覧ください。 令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が始まり、地方公務員法、地方自治法に会計年度任用職員の条項が盛り込まれることになりました。それに伴い、学校運営協議会について記載している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の非常勤講師の項目が削除されたため、条番号が1つ繰り上がることによる改正でございます。 2 ページ目をご覧ください。 新旧対照表の左側が現行で、2行目に書いております「47条の6」という部分が1つ繰り上がり、右側、同じく2行目の「47条の5」に変わるものです。内容についての変更はございません。</p> <p>よろしゅうございますか。ご意見ございませんか。 それでは、議案第86号「奈良市学校運営協議会規則の一部改正について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第86号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第87号「奈良市指定文化財の指定について」、文化財課長より説明願います。</p>
文化財課長	<p>今回の指定につきましては、1月の教育委員会を経て、奈良市文化財保護審議会に諮問を行い、2月10日付で同審議会より答申がございました。資料1ページにつけております答申書のとおり、奈良市指定文化財に指定することが適当と認める答申をいただきましたので、これに基づいて今回指定しようとするものであります。 指定物件につきましては、絵画が2点、彫刻が1点でございます。 絵画の1点目は「古碯^{こかん}関係資料、附、古碯位牌1基」で、これは、奈良市西ノ京の薬師寺所有の江戸時代のものであります。江戸時代前半の代表的な画僧である古碯が描いた作品群ですが、これが薬師寺に、現在、16件42点が所蔵されており、これを一括して指定しようとするものです。古碯という人物の多様で巧みな画技を知ることが出来る、近世絵画史上でも価値の高い優品と名指されております。 二点目は、同じ人物が描かれました「紙本著色大経曼茶羅図」というも</p>

ので、一幅が東笹鉾町の浄国院に所蔵されております。同じく江戸時代の優品です。古磗という僧は、浄土宗に帰依されていた僧であり、浄土宗関係の作画として、最も優れた作品でありますことから、今回指定しようとするものです。

いま一点は彫刻で、「木造釈迦如来坐像、像底に南都大仏腹内之以古木造之の銘がある」でございます。これは法蓮町の興福院が所蔵されているものです。東大寺大仏の江戸時代の修復過程で、その中にありました古い木組みの一部を使いましてつくられた仏像です。その像の底の部分、裏の部分に、当時、大仏の修理に尽力されました東大寺の僧、公慶上人の公慶という銘が入っているものです。近世奈良の地域史の上でも注目すべき一品として、今回指定させていただくことになりました。

教 育 長

何かご質問ございませんでしょうか。

絵画2点と彫刻1点ということで、文化財保護審議会に諮問いたしまして答申を受けております。いずれも奈良市指定文化財に指定することでよろしゅうございますか。

それでは、ご意見ないようでございますので、議案第87号「奈良市指定文化財の指定について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第88号「奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

本市では、本年度より、市立中高等学校での部活動指導員において、教員の負担軽減や部活動の充実、活性化を目的として、単独での指導や引率ができる部活動指導員を派遣しております。この部活動指導員につきまして、これまでは教育委員会が非常勤特別職という役職で委嘱し、各校に派遣してまいりました。しかし、来年度からは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の扱いが専門的な知識、経験に基づき、助言、調査等を行うものと厳格化されることから、これらに該当しない職につきましては、会計年度任用職員制度に移行することとなりました。

本市におきましては、部活動指導員をパートタイム会計年度任用職員として教育委員会が任用し、各校に派遣していくことを考えております。つきましては、奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、奈良市部活動指導員設置要綱の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、設置要綱の改正案についてご説明申し上げます。
資料の1ページをご覧ください。例規制定改廃調書の制定改廃の概要に、要綱の主な変更内容をお示しさせていただいております。先ほど説明させていただきましたように、これまでは、「指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員として、教育委員会が任用する」としておりましたが、改正案では、「指導員は、奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則に基づき、教育委員会が任用する」と変更いたします。

次に、資料2ページをご覧ください。奈良市部活動指導員設置要綱新旧対照表になっております。この会計年度任用職員につきましては、年度ごとの任用となりますことから、第2条第3項の「指導員を任用した翌年度において、設置先の学校に引き続き同一の指導員を設置する必要があるものと教育委員会が認める場合においては、教育委員会が当該指導員の適格性を判定し、改めて同一の学校に当該指導員を設置することができる」を削除しております。

続いて4ページをご覧ください。第8条につきまして、現行では、「指導員として適任であると判断した者を、次の関係書類を添えて」としておりましたが、改正案では、「面接等による選考により指導員として適任であると判断した者を、教育委員会が別途定める必要書類を添えて」と変更しております。これは、学校長等が部活動指導員候補者に対して面接を実施し、その人物の適格性等について判断することを、より明確に示すために変更したものでございます。

また、会計年度任用職員の任用に当たり、関係書類の変更などがございますので、個別の書類の内容については削除しております。

続きまして、第9条の見出しにつきましては「委嘱」を「資格要件」に改め、第2号を削除しております。会計年度任用職員につきましては、奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則により、費用弁償として交通費を支給することが可能となります。単独での指導や引率等が可能な人材を確保する必要があることから、「原則として、奈良市内に在住又は在勤している者」を削除し、より広い範囲から適切な人材の確保に努めてまいります。

次に、第10条中、「翌月5日」を改正案では「翌月3日」と改めております。これまで学校教育課のみで行っていた支払い手続きが、会計年度任用職員への移行に伴い、学校教育課に加え教職員課においても手続を行うことが必要となりましたので、期日を変更いたしました。また、「第7号様式」は「第3号様式」に、「第8号様式」は「第4号様式」に改めております。

最後に5ページをご覧ください。第11条及び第12条につきましては、奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則及び奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則に規定されており、削除いたします。それに伴いまして、第13条を第11条とし、部活動指導

	<p>員はこれまでの委嘱から任用に変更されたため、見出し及び条文中の「解嘱」を「解任」と改めております。</p> <p>また、第14条を第12条としております。</p>
教 育 長	<p>それでは、ご意見ありましたらよろしく申し上げます。</p>
柳 澤 委 員	<p>指導員に来ていただくような方を、どのような形で求めるか。これによると、校長というか、学校主体で探すということになると思うのですが、そうすると、積極的な学校は良いのですが、これまであまり積極的にやっておられなかった学校でも、探しやすくするようなことはお考えなのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>この後の議案も関係いたしますが、そういう候補者が選びやすい学校もあれば、なかなかというところも聞いておりますので、候補者バンクといったものを考えているところでございます。</p>
柳 澤 委 員	<p>分かりました。</p>
教 育 長	<p>ほかにございませんか。</p>
岡 本 委 員	<p>4ページの第8条ですが、面接等により選考ということがございます。それによって人間性も判断するということですが、具体的にどのような形で面接を行われるのですか。</p>
学校教育課長	<p>現状でございますと、各学校におきまして、校長と部活動の関係の担当教員、大体3名ぐらいが対象の方と会われて、直接面談をされているところでございます。同じような形で、校長が指導員と面談していただいて、書類を出していただくという形になります。</p>
岡 本 委 員	<p>その面接の記録が残るということですね。</p>
学校教育課長	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>面接のときに、校長先生なり学校の先生方が面接をされるときは、その基準というのは示すのですか。</p>
学校教育課長	<p>今の形で申し上げますと、幾つか項目があり、それを5段階で評定していただくという形で、最終的に総合点をつけて、こちらへ提出していただいております。一定の基準を設けた形で、資料として示しております。</p>

教 育 長	基準を一旦示して、それによって学校で面接をしていただいて、そして適任であるという判断したものを教育委員会に報告をしてもらい、教育委員会が決めるのですか。
学校教育課長	最終的にはそういうことになります。
教 育 長	ほかに何か。 会計年度任用職員ということになりますと、引率をして行って責任を持てるという、そこの扱いはどうなりますか。子供を引率して行きますよね。この前は、だから非常勤特別職として任命していたのですね。それを会計年度任用職員ということであれば、そこは大丈夫ですか。
教職員課長	会計年度任用職員になりましても、雇用の仕方が変わったというところで、そういう責任を持たせられるかというところは、従来の嘱託職員とか非常勤の職員と変わりないところです。
学校教育課長	この部活動指導員の設置要綱に、そのことが盛り込まれております。基本的に、第1条「奈良市教育委員会は、奈良市における部活動の充実、活性化を図るとともに、教員の負担軽減を図るため部活動指導員を設置する」というところからスタートしますので、部活動指導員につきましては、会計年度任用職員になるのですが、今年度させていただいていた職務については変わらないということでございます。
教 育 長	それではよろしゅうございますか。 端的に言えば、会計年度任用職員に制度が変わるので、ここを変えてきたということなのですが。よろしゅうございますか。 それでは、議案第88号「奈良市部活動指導員設置要綱の一部改正について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決ましてご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第88号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第89号「奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の制定について」、学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	資料の1ページの例規制定改廃調書、右側、4の制定改廃の概要をご覧ください。先ほどご説明させていただきましたように、本市では本年度より部活動指導員を市内中学校及び高等学校に派遣しております。その部活動指導員の確保に当たりましては、これまでは、各学校の校長が人

材を確保した上で教育委員会に内申し、教育委員会がその人材を部活動指導員として任命するという形を取っておりました。この方法では、校長等が事前に部活動指導員の面接を行っていたことから、各学校の実態に沿った部活動指導員を確保できるという面がございました。一方で、各学校において部活動指導員を見つけられない場合には、部活動に指導員を派遣できないという課題もございました。

そこで、部活動指導員候補者バンクという仕組みをつくり、市立中学校・高等学校の部活動に関する専門的な知識や経験、技能等を有している指導員を登録することといたします。そして、その情報を各学校に提供し、部活動指導員を確保できなかった学校にも部活動指導員を派遣することができるようにし、市立中学校・高等学校の部活動充実と教員の負担軽減を図ろうとするものでございます。

このバンクへの部活動指導員候補者の登録につきましては、先ほど議案第88号で説明いたしました通り、部活動指導員が来年度より会計年度任用職員となり、その任用に当たりましては公募による募集の必要があることから、応募をいただいた方を部活動指導員の候補者としてバンクに登録することになります。

なお、部活動指導員候補者の要件といたしましては、登録分野を市立中学校・高等学校部活動に限定するとともに、市立中学校・高等学校の部活動についての高い専門性を有し、熱意と見識を有する者で、かつボランティアについての熱意を持ち、知識や経験、技能を地域社会へ積極的に役立てようとする教育的配慮ができる者、また、大学生、専門学校生、そのほか学生を除く20歳以上の者、かつ部活動の実技に関し実技または指導の経験を有し、安全な指導ができる者といたします。

ただし、地方公務員法第16条または学校教育法第9条各号に定める不適合条項のいずれかに該当する者及び体罰歴そのほか不適合と認められる事項がある者は、部活動指導員としては登録できないこととしております。

教 育 長

ご意見ありましたらよろしく申し上げます。

柳 澤 委 員

登録のときに基準を設けているのかどうか、その審査は誰がやるのか。おっしゃっているような、部活動の実技に関し経験、あるいは高い専門性を有するというと、かなりハードルが高いように思うのですが、要するに、候補者バンクに登録するプロセスのところで、例えば面接をするのかしないのかも含めて、どういうお考えなのかお聞かせください。

学校教育課長

登録申請書を提出していただく中で、指導歴や資格などについても、明記していただくことといたしますが、明確な基準につきましては、これから進めながら考えていくことになるかと思っております。

都 築 委 員	<p>部活動指導員候補者バンクですよね。ですから、ここに登録するのはあくまでも候補者ということで、登録したからといって指導員になれるわけではなく、その需要がなければ登録したままになってしまう場合もあるということですね。</p> <p>では、候補者から、いざ指導員として各学校で仕事に当たってもらうときに、バンクには登録したけれども、実際、その学校とうまく合うのかどうか、もう一度そこで何か面接をすとか、実際に仕事してもらうに当たって、もう一段階何か設けてらっしゃるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>今考えておりますのは、まず、種目等、各学校のニーズとマッチングさせる必要があると考えております。その上で、まず当該の校長と情報を共有しながら、その方と面接をするというような手続は必要になると考えております。</p>
都 築 委 員	<p>これまでのように校長先生自らが、この方がいいという人を見つけてこられるというこれまでの方法もあって、なおかつこのバンクもあるということではよろしいのですね。</p>
学校教育課長	<p>そうです。</p>
柳 澤 委 員	<p>窓口が二本化するようになって、混乱を招くような気もするのですけれども。全てバンクで受けて、特定の中学校を念頭に置いている方は、申請書にお書きになったらいいのではないのでしょうか。これでは、公平性を担保しようとしているにもかかわらず、これまでの実績を踏まえていいところ取りをして、中学校にまず確保をして、それから新規の方がバンクに来るというようにならないのでしょうか。一旦そこはリセットするというわけにはいきませんか。</p>
学校教育課長	<p>会計年度任用職員になるということで、公平性の担保ということで公募をしなければならないということですので、どのように広報していくかということが大事になってくると思います。</p> <p>それから、今既に部活動指導員として活動していただいている方が86名いらっしゃいます。その方々が年度更新になりますので、その年度ごとの配置になっていくことを考えますと、窓口は学校教育課になりますが、部活指導のコーディネーターなどを活用しながら、不公平が生じないような工夫をしながら進めていきたいと考えております。</p>
柳 澤 委 員	<p>工夫を念頭に置いているのなら、それで結構です。</p>
教 育 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>制度設計をもうちょっときちんとすべきというように、今のやり取りを</p>

柳澤委員	<p>聴いていて思いました。そこは、候補者バンクを設置した後、具体的な制度設計をもう少し詰めていただかなければいけないと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>多分、過渡的な期間がやはり数年間要ると思います。ですから、既に活動していただいている方々に、ある種優先的にといいますか、続けていただいて、その中に新しい方も取り入れていき、最終的には、人材バンク一本にしていくのだらうと思います。継続的に今の制度も取り入れて、ちょっと動かしながら、きちんと制度的にもう少ししっかり考えられてもいいと思います。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>柳澤委員がおっしゃるように、今、活動してもらっている人を、あまり優先してしまうと、新たに募集する人との公平性の担保ができないので、その制度設計をどうするかということだらうと思います。教育委員会が面接して採用しても、その方が現場へ行かれてどんなトラブルが起こってくるかとか、子供の実態とどう合わせるかというところのマッチングの仕方、また難しい問題があるだらうと思います。</p> <p>考えてはもらっていると思いますが、そのあたり、今のご意見を踏まえて、制度設計をきちっとしてください。その上で、現場とのすり合わせもしていただいて、動かしてもらいたいと思います。それでよろしゅうございますか。</p>
都築委員	<p>現場ということではいいますと、現在、地域教育協議会等でボランティアとして指導してくださっている方が、結構いらっしゃると思います。公平性という点でいいましたら、地域教育課ともその辺をすり合わせていただいて、今、活動してくださっているボランティアの方々にも、声をかけていただくなり、こういうバンクがあるということをしちっと広報していただいて、その制度設計の中に入れていただければと思います。</p>
教育長	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
岡本委員	<p>直接的には関係ないのですが、もう少し、全体のグランドデザインを描いていただいて、どういうプロセスになっているのかということの説明していただくと、私たちもしっかりと審議できるんじゃないかなと思います。</p>
教育部長	<p>今の委員の方々のご指摘も踏まえまして、きっちりと詰めていきたいと思えます。</p> <p>今回、ご提案させていただいていますのは、会計年度任用職員という制度の転換期に当たって、何を最低限していかなければならないかという</p>

内部整理をしている中で、今、入り口に立ったばかりでございます。今後、内容の充実も含めて、またご提案、ご協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長

それでは、今、委員の方々から様々なご意見いただきましたので、これは事務局でしっかりと受け止めて、制度設計するときに反映させていただきたいと思います。それから、岡本委員から出ましたのは、こういう提案をしてくるときに、教育委員会の議案そのものをもう少し、全体像の中で、これがどういうふうに落とし込まれているのかということ、明確にさせていただいた方が審議しやすいというご意見でございました。これは、教育委員会を運営する側で、注意していただきたいと思います。それでは、議案第89号「奈良市部活動指導員候補者バンク設置要綱の制定について」採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案どおり可決することに決定いたしました。次に、議案第90号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

本規則の一部改正は、民法が改正され、令和2年4月1日より施行されることに伴い、奈良市立学校の管理運営に関する規則に定める第11号様式について一部改正しようとするものでございます。

この第11号様式は、奈良市立一条高等学校に入学する入学生に対し、入学の際に提出を求めている入学生及び保証人の誓約書でございます。資料1ページの例規制定改廃調書をご覧ください。

制定改廃の理由の3番にありますように、今回の民法の改正により、個人が保証人となり一定の範囲に属する不特定の債務について保証する個人根保証契約につきましても、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額を定めなければならないことになりました。それに伴い、誓約書の一部内容について変更を加え、保証の対象となる債務を限定し、特定の債務についての保証契約に改めることにいたしました。

資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

現行では、保証の対象が「在学中に生じた債務」となっておりますが、改正案では「上記の者の在学中に生じた入学料及び授業料（奈良市立高等学校における授業等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）第2条に規定する額）の納付」に改め、保証の対象となる債務を限定し、特定の債務についての保証契約としております。

教 育 長	何かご意見ございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	高等学校の授業料に対する補助があるんですが、そのことは全く触れずに、ストレートに入学料及び授業料として大丈夫なのですね。
学校教育課長	そのことは法務ガバナンスのほうに確認済みでございます。
柳 澤 委 員	減額されたものを除くとか、要するに、本当の債務の上限はもう少し低くなるのではないかというだけなのですが、そのことは触れなくて、全体で整合性が取れていたら、それでいいということですか。
学校教育課長	この2項の改正は、不特定の債務について極度額を決めなければ、保証契約が無効となるということですので、特定するということで明記をしているということでございます。
一条高等学校事務長	本件に関しまして、法務ガバナンスのほうでも確認をさせていただき、極度額を確定しなければいけないということですので、言葉の表記とされているのですが、これは条例に金額が全て明記されている状況であるということで、この額をもって額を確定しようということですので。このことにつきましては、奈良県の県立高等学校も同様の取扱いを行うというように聞いています。また、高田商業高等学校のほうでも同じ形での取扱いを行っており、この文書の表記で誓約書を取るということで、県下一律の同じ表記にさせていただいております。
教 育 長	分かりました。 よろしいですか。 それでは、ご意見ないようでございますので、議案第90号「奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」採決いたします。 本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第90号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続いて、議案第91号「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、教職員課長より説明願います。
教職員課長	令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入になり、地方自治法施行規則の歳出予算に係る節の区分、賃金が削除されました。今回の改正につきましては、この賃金に関する文言を整理し、置き換えを行うものです。なお、市長部局におきましても、事務専決規程を、同様の理由

により改正する予定でございます。
先ほど申し上げましたとおり、賃金という言葉を使用しなくなりますので、「賃金分社会保険料を含む」の文言を、「賃金分」とありますのを「会計年度任用職員分」とし、あわせて、会計年度任用職員の区分に移行しない特別職非常勤職員の社会保険料を支払うという根拠を追記するために、こちらの文言を「会計年度任用職員分社会保険料、特別職非常勤職員分社会保険料」という文言に置き換えます。
なお、賃金に代わる文言としまして、「条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付」という文言に置き換えることとなります。
施行期日は令和2年4月1日を予定しておりますが、元年度分の賃金の支出が、4月を過ぎましてもございますので、施行期日については調整中でございます。

教 育 長

ご質問ございませんでしょうか。
これも会計年度任用職員の制度改正に伴うものですね。
よろしゅうございますか。
それでは、ご意見ないようでございますので、議案第91号「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」採決いたします。
本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。
よって、議案第91号は原案どおり可決することに決定いたしました。
それでは、続きまして協議事項に入りたいと思います。

協 議 事 項

協議事項「これまでの協議の総括について」

テーマについて、資料に基づき事務局より説明の後、意見交換及び協議を行った。

教 育 長

次に、その他報告事項に入ります。
それでは、その他の報告事項（１）「新型コロナウイルスの対応に関する通知等について（～3月25日）」、教育政策課長及び関係課長より説明願います。

教育政策課長

新型コロナウイルスへの対応についてでございますが、3月2日に臨時教育委員会を開催し、新型コロナウイルスへの対応についてご協議をいただき、そして3月19日の事前説明会におきまして、これまでの対応につきまして、ご報告をさせていただいたところでございます。
本日は、その後の対応等につきまして、担当各課から順次ご報告をさせ

ていただきたいと思います。
それでは、教育総務課から順次ご報告させていただきます。

教育総務課長

お配りしております資料の一番目、「アルコール消毒液の納品と再配布について」という通知です。市のコロナウイルス感染症方針の大きな対策の一つとして、学校現場に、保健所が一括購入したアルコール消毒液の配布を、教育総務課が窓口になって行ってきておりましたが、もともと概数で発注、配布をしておりましたので、各学校に必要なアルコール消毒液の再配布を行ったところでございます。

教職員課長

続きまして、教職員課からは2件ございます。
まず1つ目、3月17日に発出しております「海外渡航に関する緊急調査」は、教職員及び同居の家族に、2月以降の海外渡航歴、または今後ゴールデンウィークまでに海外渡航の予定がないかの調査を行いました。該当者がいる場合は氏名を、いない場合はいない報告をするように。今後、情勢の変化によって聞き取りが必要となった場合は、問合せをする可能性があるというように伝えております。
2件目が、「新型コロナウイルス感染症対策に係る春期休業期間中における特別支援教育支援員の勤務について」ですが、春休み中は特別支援教育支援員の勤務を想定しておりませんが、学校が運動場及び体育館を開放する際に支援を要する児童の登校が予想されることから、例外的に特別支援教育支援員を勤務させることができるということを通知させていただきました。

地域教育課長

続きまして、4番、地域教育課でございます。
バンビホームは、3月24日の修了式以降、朝から開所しており、過密にならないように、小学校の校舎を借りたいという文書でございます。

学校教育課長

学校教育課からは5番から11番までを通知しております。
まず、5番と7番につきましては、文部科学省から出ておりますQ & Aであり、更新されたものをその都度発出しております。
6番の3月17日付、「令和2年度1学期における校外学習実施に係る調査について」は、各学校で、1学期に実施される遠足、校外学習、野外活動、修学旅行などの予定等を調査したものでございます。
3月19日につきましては、春期休業中の学校開放について等を示したものでございます。
3月23日につきましても、文部科学省からの通知で、子供の読書キャンペーン特設ページの紹介をするものでございます。
10番につきましては、令和2年度の始業式と入学式について各学校に通知をしたものでございます。小中学校、高校につきましても当初の予定どおり、小中学校は4月6日始業式、高等学校は4月8日始業式、入

学式については小学校は8日、中学校は7日、高校9日等、留意事項を含めて通知したものでございます。

11番につきましては、専門家会議を受けまして、文部科学省のほうから24日付で出しました臨時休業を行う際や再開に際してのガイドラインを示したものでございます。

いじめ防止生徒指導課長

いじめ防止生徒指導課からは3件通知をしております。

まず、12番ですが、春休みを迎える児童生徒に対する指導内容につきましては、既に通知しておりましたが、学校休業、臨時休業が決まりましたことから、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る内容を加えて、改めて通知したものでございます。

13番につきましては、学校が臨時休業に入る時点で、各学校の緊急連絡体制を確認いたしました。その体制の確実な運用の徹底を、改めて通知をするとともに、あわせて、全ての家庭に対して「なら子どもサポートネット」への登録を促すことを通知したものでございます。

14番でございますが、臨時休業中の児童生徒の見守りについて、各学校宛てに依頼をしたものでございます。保護者や地域に向けましては、「なら子どもサポートネット」にて、各学校区の少年指導委員の方々に向けましては、少年指導協議会の連絡網を通じて、感染拡大防止並びに防犯上の安全確保に向けた見守り活動の依頼をしているところです。

保健給食課長

保健給食課からは3件発出してしております。

15番「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について（令和2年3月13日時点）」でございますが、これは前回3月11日付で発出してあります3月6日時点の続報で、各自治体の取組事例であったり、文部科学省から下ろした文書は、このようなものがあるという内容でございます。

16番は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る春期休業期間中の留意点について」ということで、児童生徒のせきエチケットや登校日に関すること、教育課程に関することなどの通知でございました。

17番、3月25日発出の「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」でございます。これにつきましては、児童生徒の定期健康診断といいますのは、通常6月末までに実施しなければならないこととなっておりますが、こういった状況を踏まえまして、当該年度中に可能な限り速やかに実施するという通知が下りてきている内容です。

教 育 長

このことにつきまして、ご意見ございますでしょうか。

新型コロナウイルスの対応についてというので、各課全部集めましたら17件の通知を発出しているという内容でございます。

柳澤委員 学校現場からSOS的なメッセージが返ってきたことはありますか。大体想定の範囲内ということでしょうか。

教育部長 教育委員会のほうからは、随時Q&Aという形で追加しながら学校に発出し、指導いたしております。また、相談があったときに、お答えさせてもらっていますので、一応、今のところは、想定の範囲内で動いています。今、学校関係者で感染者であるとか、濃厚接触者が出ておりませんので、もし出ました時には、どういう対応を取らなければいけないかというのは、まだまだこれからきちっとしていかなければいけないという状況でございます。

教育長 よろしゅうございますか。
それでは、その他報告事項（１）「新型コロナウイルスの対応に関する通知等について（～３月２５日）」につきましては、承りおきます。これで本日の案件は、全て終了いたしました。
ほかに何か事務局からの連絡はありませんか。
それでは、次回、４月の定例教育委員会の日程は、４月２１日開催の予定をしております。よろしく願いいたします。
それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。